

(独)雇用・能力開発機構の 今後の効率化等について

平成17年11月22日(火)

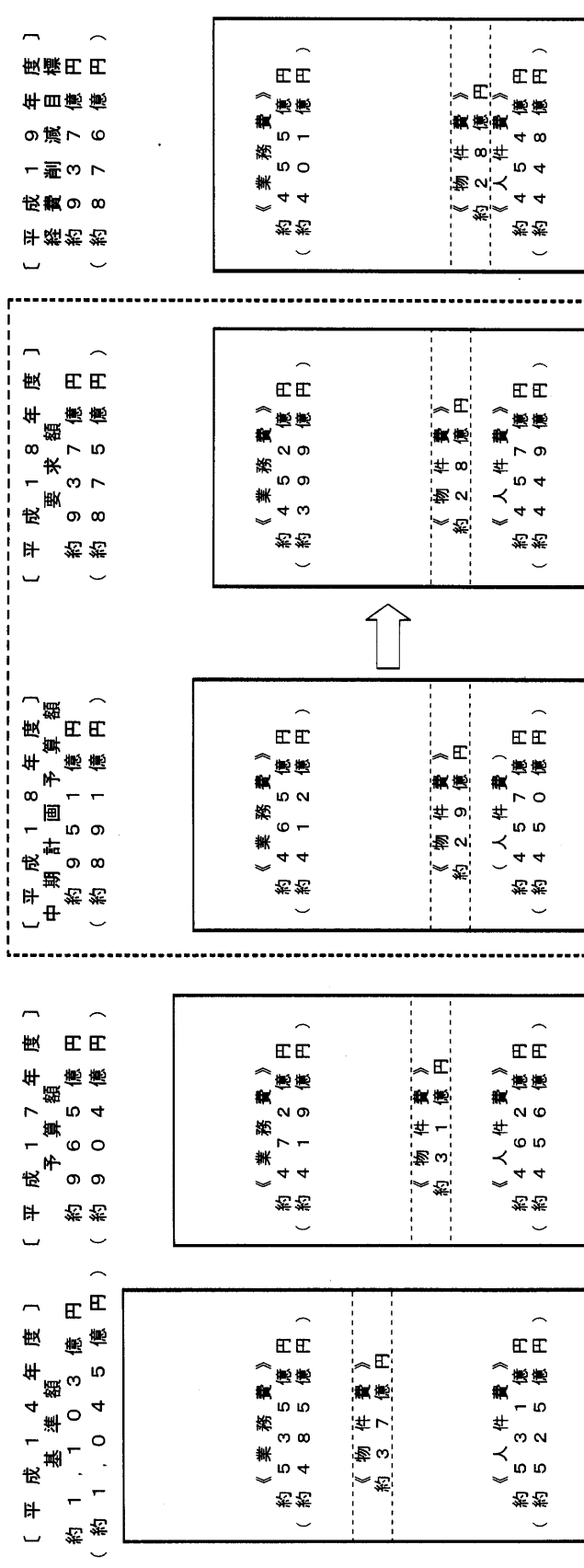
厚生労働省

独立行政法人雇用・能力開発機構の概要

1. 発足 平成16年3月1日特殊法人雇用・能力開発機構より独法化
2. 規模 役職員数：4,250人(役員8人、職員4,242人)
3. 所在地 神奈川県横浜市(本部)
4. 組織 本部(8部1室)、従たる事務所(47所)、職業能力開発施設等(75所)
5. 事業概要
 - (1)雇用開発に関する業務
 - ① 雇用管理に関する相談等
 - ② 中小企業の雇用創出、人材確保等のための助成金の支給、相談等
 - (2)能力開発に関する業務
 - ① 公共職業能力開発施設等の設置運営、事業主等の行う職業訓練の援助等
 - ② 労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力開発及び向上についての労働者等に対する相談等(キャリア・コンサルティング)
 - (3)その他
 - ① 勤労者の財産形成を促進し、生活の安定を図るための持家取得資金、教育資金等の融資等
 - ② 雇用促進住宅及び勤労者福祉施設を譲渡又は廃止する業務並びに譲渡等するまでの間の管理運営業務

(独)雇用・能力開発機構に係る予算節減への取り組み

・業務運営の一層の効率化を図るため、中期目標期間の最終年度である平成19年度目標額の1年前倒しを実施。



〈中期目標・中期計画に記載された削減・効率化目標〉

◎一般管理費及び業務経費については平成14年度予算額を基準(1,103億円)としてその目標期間中(平成19年度まで)に15%以上削減。

平成18年度要求では、運営費交付金875億円(平成14年度に対して16.3%削減)要求<平成19年度計画相当>

公共職業能力開発施設等について

- ・ 公共職業訓練を実施するために、全国に設置

機構の行う公共職業訓練は、

○ 民間では実施できないものに限定

特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月閣議決定)

- ・ 機構の行う離職者訓練は、その地域において民間では実施できないものみに限定して実施し、民間委託を拡大
- ・ 機構の行う在職者訓練は、真に高度なものみに限定して実施し、民間等で可能な訓練は廃止

<コース設定の仕組み>

- ・ 地域の人材ニーズや民間教育訓練機関等の訓練実施状況の把握・分析を踏まえて、計画原案を策定
- ・ 人材育成地域協議会(各地域の教育機関関係者、労使団体関係者、地方公共団体等の関係者で構成)における精査を経て決定

<参考: 改廃状況>

離職者訓練: 廃止・見直しコース数 149(16年度実施 624コース中)

在職者訓練: 廃止・見直しコース数 2,887(16年度実施 12,011コース中)

⇒ 可能なものについては民間委託を推進 (委託訓練の割合 67.1%(平成16年度))

⇒ 民間外部講師の活用 (外部講師の活用割合 16.7%(平成16年度))

○ 訓練終了後の就職を念頭に実施し、高い就職実績を実現

- ・ 地域の企業ニーズを踏まえた訓練を実施
 - ・ 就職支援に係るノウハウを活かした訓練期間中の就職指導 など
- ⇒ 就職率 78.5% (民間への委託訓練と比較して約18%高い就職率)

○ 不断に訓練コースを見直し、引き続き民間委託を推進

アビリティガーデンについて

- ・ホワイトカラーの職業能力開発に関する中核的施設として、平成9年に開設。(東京都墨田区)
- ・ホワイトカラー向け訓練コースの研究開発、試行実施・検証、普及を一体的に実施。

(1) ホワイトカラーのための新たな訓練コース(訓練目標、カリキュラム、教材等)の開発

* 平成16年度に開発したコース数 30

(2) 開発した訓練コースの試行実施、効果検証(2年間)

(3) 検証した訓練コースの普及、改良点発見等のための継続実施

* (2)及び(3)で試行・継続実施する訓練コース数等

・在職者訓練：平成16年度 121コース、1,496人受講

・離職者訓練：平成16年度 27コース、726人受講、就職率72%

- アビリティガーデン施設の一層の効率的・効果的運営を図るため、
- ・ AGネット(衛星通信を活用した教育訓練システム)は、機器の耐用年数超過等を契機に運営コストも勘案し、廃止を含め検討
 - ・ 宿泊施設は、利用状況を見極めつつ、大幅な縮小、効率化を検討

「私のしごと館」について

早期離職者や学卒未就職者、フリーターを含めた若年者を中心として、職業意識の形成、適職の選択からその後の職業生活を含めたキャリア形成を支援するため、以下の事業を総合的に行う中核的な施設として、平成15年3月に開館。同年10月から本格オープン(京都府関西文化学術研究都市)。

展示・体験事業

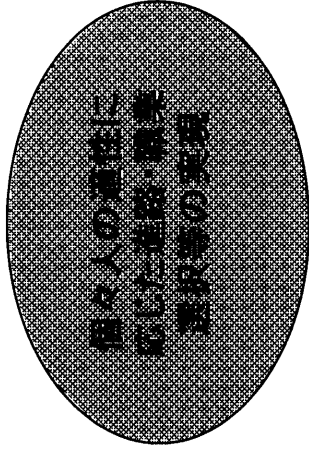
関係業界団体等の協力を得ながら、

- ①「職業人として必要な意識・心構え」の理解
- ②「ものづくり」や「サービス」等約40職種の実体験
- ③プロの職業人による実演・実技の見聞、挑戦の機会を提供

機械工作の仕事の体験風景



職業体験や職業適性検査、キャリア・コンサルティング等を通じた連携



職業適性検査・職業情報の提供、キャリア・コンサルティングの実施、セミナーの開催等

利用状況

- 平成15年3月の開館以降、平成17年9月までに83万人(平成15年度:29万人、平成16年度:36万人、平成17年度:18万人)を超える来館者。
- 学校・教育委員会関係者への誘客、説明会等を実施した結果、本年9月時点の来館予約(平成19年3月まで)は、全都道府県から19万人を超え、昨年度の同時期と比較して、8万人超。
- 昨年度実施した利用者アンケートによれば、回答者の8割以上から、「さまざまな職業に関心を持つようになった」、「さまざまな職業の理解が深まった」などの高評価。

地元・経済界等の要望・協力状況

- 秋山関西経済連合会会長、立石(財)関西文化学術研究都市推進機構理事長及び大阪府、京都府、奈良県知事他を委員とする「関西文化学術研究都市建設推進協議会」から、例年2回程度、しごと館事業の推進要望あり。
→ 本年11月には、「私のしごと館」につきましては、平成15年3月の運営開始後、多くの来館者が訪れており、本都市から全国に向けた情報発信拠点及び地域活性化の拠点として大きな役割を果たしています。つきましては、若年者の職業意識の向上や適切な職業の選択、さらには技能の振興や産業の発展に寄与することを目的として、様々な職業の体験機会や体系的な職業情報の提供等により、若年者を中心とした職業生活設計を総合的に支援するために同館が実施する事業の推進について、特段の御配慮をお願いいたします。」旨の要望あり。
- 協力する業界団体が、職業体験施設における体験指導業務を受託したり、地元主要企業14社より15名の出向者を「私のしごと館」事務局の営業・予約活動や事業運営のセクションへ受け入れられるなど地元・経済界等から各種協力を得て運営。
- 奥田日本経団連会長を会長とする「私のしごと館支援協議会」等による助言・支援

改革の方向性(厳しい財政事情を踏まえ、経費削減・自己収入拡大を推進)

平成18年度概算要求

- 「私のしごと館」の運営費交付金に係る平成18年度概算要求額は、前年度と比較して15%削減(2億円減額)の約12億円
- 平成18年度における人件費についても、平成16年度決算額の約3億8千万円から約2割削減を目的として、体系的な削減額を検討中

今後の更なる努力(民間コンサルを活用し検討中)

- 体験料、駐車場料の引上げ等
- 民間企業等への展示ブースの貸出し等につき協力依頼
- 企画展等の企業とのタイアップによる経費節減
- 更なる民間委託の拡大等

今後とも将来の運営経費の半減を目指し、抜本的な見直しを検討

(参考) 私のしごと館の収支状況

区分	平成15年度決算額	平成16年度決算額	平成17年度予算額	②平成18年度要求額	比較増△減額 (対前年②-①)
収入					
○ 運営費交付金	2,308	1,648	1,578	1,374	△204 (△12.9%)
○ 自己収入	2,260	1,538	1,403	1,199	△204 (△14.5%)
支出(職員人件費除く)	48	111	175	175	0
職員人件費	1,961	1,602	1,578	1,374	△204 (△12.9%)
	388	377	377	検討中	△20%を目途に検討中

雇用促進住宅について

1. 概要

- (1) 趣 旨： 雇用保険の雇用福祉事業により整備した勤労者向け住宅
- (2) 所有数等： 独立行政法人雇用・能力開発機構の所有
1,534 宿舍、3,855 棟、142,364 戸、約35万人が生活
(平成17年9月30日現在)
※運営開始は、昭和36年度～平成11年度
- (3) 整備財源： 整備費累計 約9,500億円。(建設費及び土地取得費)
財源は、雇用保険の三事業(雇用安定、能力開発、雇用福祉事業)のため
の保険料で、事業主が負担。
※個々の企業の福利厚生では企業規模による格差も大きいこと等
から、事業主の共同の負担で社会的に整備
- (4) 運 営： 家賃収入で独立採算により維持管理(取壊し費用を含む)。
(財)雇用振興協会に運営委託。
- (5) 貸与対象： ①移転就職者等、②職業の安定を図るために宿舍の確保を図ること
が必要であると公共職業安定所長が認める者等
- (6) 運営の現状

① 構造・間取り	鉄筋コンクリート造4～5階建てが主 2K・2DKが54%、3DKが46%
② 経過年数	30年以上経過した宿舍が45%
③ 平均家賃	月額26,673円/戸(平成14年度)
④ 雇用形態	常用雇用81%、パート6%、離職中5%
⑤ 世帯収入	400万円未満の世帯が61%

2. 譲渡等

- (1) 特殊法人等整理合理化計画(13年12月19日閣議決定)で、「現に入居者がいることを踏まえた早期廃止のための方策を検討し、できるだけ早期に廃止」とされ、14年12月に成立した独立行政法人雇用・能力開発機構法では、16年3月に機構が独立行政法人に移行した後も、当分の間、雇用促進住宅の譲渡廃止の業務とそれまでの間の運営を行うこととされた。
- (2) 14年10月より、学者、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等からなる「雇用促進住宅基本課題検討会」(座長：田中啓一 日本大学教授)を設置し、譲渡・廃止の方策と、それまでの間の合理的な経営方策について検討。15年5月に報告書。
- (3) 15年11月から、入居要件緩和、定期借家契約導入、家賃の値上げ(既入居者は16年4月・18年4月)等を実施。5年間で、管理人の半減、職員の2割削減、人件費事務費の3割削減等の合理化を実施。
- (4) 低所得勤労者が低家賃で入居している現状から、民間への譲渡は難しく、公的な住宅として地方自治体等を中心に譲渡。借地借家法による入居者保護や、独立行政法人の独立採算の原則等を踏まえながらも、譲渡等に伴う収入を、可能な限り多くすることも念頭において、順次譲渡。譲渡できない住宅は耐用年数経過後に廃止。
- (5) 家賃収入等についてシュミレーションを行った結果、全面廃止に至るまでに30年程度かけることが最善とされた((2)の報告書)。
これを踏まえつつも、各住宅の譲渡・廃止の方針を適宜見直し、30年にこだわらず、できるだけ早期に事業を終了させることとしている。

雇用促進住宅基本課題検討会報告書について

平成15年5月
職業安定局総務課

検討会の趣旨

- 雇用・能力開発機構が設置運営する雇用促進住宅は、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月閣議決定）により、「現に入居者がいることを踏まえた早期廃止方策を検討」とされたことから、その早期譲渡・廃止のための方策と、それまでの合理的な経営方法について検討。
- 委員： 不動産経営学、不動産維持管理学の学者、借地借家法を専門とする弁護士、監査法人の公認会計士、不動産鑑定士、等

報告書のポイント

- 住宅の意義 — 特殊法人整理合理化の趣旨から、雇用・能力開発機構が設置運営を行い続ける必要は無いものとされたが、整備済の住宅の低所得勤労者向けの住宅としての政策目的が引き継がれるような方法で、譲渡を進めることが重要。
- 譲渡等の方向 — 低所得勤労者が低家賃で入居している現状から、民間への譲渡は難しく、公的な住宅として地方自治体等を中心に譲渡。
借地借家法による入居者保護や、独立行政法人の独立採算の原則等を踏まえながら、順次修繕をしながら譲渡し、今後30年程度で譲渡等を完了。
それまでは、管理事務費の大幅削減等、合理的な経営を図る。
- 貸与契約 — 今後の入居者は、定期借家契約とし、2年ごとに再契約。
- 賃料改定 — 修繕費を賄えるよう、平均2割程度の家賃の引上げ。
※平均家賃が公営住宅よりも下回っている現状を改める。
新規入居者には、15年10月から実施。
既存入居者には、激変緩和のため、16年4月以降段階的に引上げ。
- 修繕 — 修繕の計画的な実施のため、必要な修繕費の確保。
屋上防水、外壁塗装、屋内修繕等を計画的に実施。耐震改修も実施。

- 入居率引上げ — 入居要件の緩和、空室情報の提供等により、現行85%を、95%にまで引上げ
- 管理体制の合理化・雇用振興協会の改革 — ①集中管理方式の導入による管理人の半減、②本所・支所職員の2割削減、③有給役員の半減、④組織の統合簡素化等により、人件費・事務費を3割削減
- 譲渡 — 低所得勤労者が低家賃で入居している現状から、譲渡先は原則として、地方公共団体、地方住宅供給公社等
地方公共団体等への譲渡価格は、国有財産特別措置法に準じ、土地及び建物について5割減額を検討。

※入居率が5割を下回っており、周辺民間賃貸住宅賃料と水準が近い一部の高層棟は、競争入札による時価での民間売却を検討。
- 廃止 — 譲渡できない住宅は、原則として耐用年数の60年経過後に、取り壊し。企業立地の変化等により、入居促進策を講じても著しく入居率が低い住宅は、これより早期に廃止。
- 経営シミュレーション — 一定の仮定条件を設けて試算したところ、完全独立採算を維持し、十分な修繕費や譲渡廃止経費も賄い、売却収入は全額国庫に納付しながら、30年程度をかけて事業終了。

雇用促進住宅基本課題検討会委員

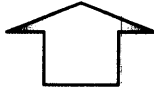
- | | |
|----------|---|
| ◎田 中 啓 一 | 日本大学経済学部教授（財政学、不動産経営学）、
日本学術会議会員、（社）日本不動産学会前会長 |
| 船 山 進 | 不動産鑑定士、（財）日本不動産研究所業務部副部長 |
| 三 橋 博 巳 | 日本大学理工学部教授（構造工学、不動産維持管理学） |
| 森 俊 哉 | 公認会計士、新日本監査法人代表社員 |
| 吉 田 修 平 | 弁護士 |
| 武 山 昭 夫 | 雇用・能力開発機構理事 |
| 佐 川 竹 男 | 財団法人雇用振興協会専務理事 |
| 岡 崎 淳 一 | 厚生労働省職業安定局総務課長 |

◎印は、座長。

雇用促進住宅の事業廃止の方法について

I 独立採算確保方式

- 入居促進を行い、家賃等収入による独立採算
- 計画的な修繕を実施し、地方公共団体等を中心に譲渡推進
- 譲渡できない住宅は耐用年数経過後に廃止



概ね30年以内(平成46年度)に終了
最終残余額 15.0億円

II 事業廃止時期固定方式

- 入居促進を行い、原則家賃等収入による独立採算
- 計画的な修繕を実施し、地方公共団体等を中心に譲渡推進
- 事業廃止年度までに譲渡できない住宅は耐用年数経過前であっても廃止
 - ①10年後(平成27年度)に廃止
 - ②20年後(平成37年度)に廃止



- ①10年以内(平成27年度)に終了
最終残余額 △671.6億円
- ②20年以内(平成37年度)に終了
最終残余額 △431.0億円

III 事業強制廃止方式

- 新規入居を停止
 - 計画的な修繕は実施せず、10年以内に全て廃止
- ※ 国会附帯決議等から、本方式の実施は困難



10年以内(平成27年度)に終了
最終残余額 △856.3億円

早期事業廃止のための基本的方向性

- 【前提】
- 廃止までの運営は、国からの交付金、補助金等を今後一切使用しない
 - 国庫に納付する譲渡等に伴う収入等を可能な限り多くする
- 【方向性】

- 入居促進により入居率の維持・向上を図り独立採算を確保
- 地方公共団体等への積極的な譲渡の推進及び、老朽化が著しい住宅等の廃止年度の繰り上げにより早期廃止を促進
- 30年にこだわらない早期廃止に向けた定期的な計画の見直し等による譲渡・廃止の着実な実施

〔・長期シミュレーションの定期的な見直し
・個別の住宅ごとの譲渡・廃止予定年度計画の毎年度見直し〕

雇用促進住宅に係るこれまでの国会附帯決議

雇用・能力開発機構法に対する附帯決議（抄） 衆議院労働委員会（平成11年3月12日）

- 3 移転就職者用宿舎及び福祉施設の譲渡について、利用者へのサービス低下を招かないよう十分配慮するとともに、当該施設が地域振興に資するよう地方自治体等と十分に協議すること。

雇用・能力開発機構法に対する附帯決議（抄） 参議院労働・社会政策委員会（平成11年3月23日）

- 4 移転就職者用宿舎及び福祉施設の譲渡並びに譲渡までの間の管理運営に当たっては、利用者へのサービス低下を招かないよう十分配慮するとともに、当該施設が地域振興に資するよう地方自治体等と十分に協議すること。

独立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法人労働政策研究・研修機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案に対する附帯決議（抄）
参議院厚生労働委員会（平成14年12月5日）

- 十三、独立行政法人雇用・能力開発機構については、次の措置を講ずること。
- 2 サンプラザ、スパウザ等の勤労者福祉施設については、できるだけ早期に譲渡等すること。また、移転就職者用宿舎については、入居者に適切な負担を求め等の措置を講じつつ、現に入居者がいることを踏まえ、地方自治体等への円滑な譲渡を促進するための条件整備に努めること。